

Los Angeles County District Attorney's Bad Check Restitution Program

(ロサンジェルス郡地方検事による不渡り小切手補償プログラム)

地方検事 Steve Cooley

P.O. Box 86407

Los Angeles, CA 90086-0407

プログラム
を適用でき
る小切手

次の場合、小切手にプログラムが適用されます。

- 小切手を商品、個人の財産、またはサービスの対価として受領した場合、または、小切手が現金化可能で、小切手振出人によって承認されている場合
- 小切手が少なくとも1回は銀行で処理されており、「NSF」(残高不足)、「account closed」(口座閉鎖)、「refer to maker」(振出人の都合によるもの)、または「unable to locate」(取引先不明)という印が押された状態で戻された場合
- 「stop payment」(支払い停止)という印が押された小切手の一部(ご不明な場合は、下記の Victim Hotline (被害者ホットライン)にお問い合わせください)
- 小切手がロサンジェルス郡で発行された場合
- 小切手の金額に最少、最大の制限がない場合

プログラム
を適用でき
ない小切手

次の場合、小切手にプログラムが適用されません。

- 小切手が盗難または偽造された場合(法執行機関に報告してください)
- 小切手が、2
者によって、または、州外で発行された場合、あるいは、給与、賃借料、または、政府小切手である場合(少額裁判所で申し立て
できます)
- 一部の支払いがすでになされている場合
- 先日付小切手である場合、または、合意の上で小切手が一定の期間差し止めされている場合

申請方法

- 小切手をプログラムに申請する前に、小切手振出人に電話または書面で通知し、支払いの猶予期間を少なくとも10
日間延長する必要があります。
- 10
日間の猶予期間後には処理を急ぐ必要があります。小切手を速やかにプログラムに申請すると、補償金が得られる可能性が高くな
ります。
- 小切手は、取引期日から最大120日後まで申請できます。
- プログラムで用意している苦情申請書をご使用ください(追加の申請書については、連絡先の電話番号にご連絡ください)。
 1. 各小切手振出人につき、1
枚の申請書を使用してください。当該の小切手振出人が複数の不渡り小切手を振り出している場合は、すべてを1
つの申請書に添付してください。
 2. 小切手振出人に対して電話または書面で行った通知を一覧にし、その詳細を記入してください。
 3. 苦情申請書への記入は、できるだけ完全に行ってください。
 4. プログラムに送る書類はすべてコピーをとってください。
 5. 小切手の原本とその他の関連書類(銀行からの通知、郵便の配達証明、小切手振出人への書面での通知)を、以下の住所に送
付してください。

Los Angeles County District Attorney

Bad Check Restitution Program

P.O. Box 86407

Los Angeles, CA 90086-0407

申請後の手
続き

- 小切手をプログラムに申請した後は、小切手振出人からの**支払いは受け付けないでください**。
支払う際の注意事項については、小切手振出人から以下の Check Writer
Hotline (小切手振出人ホットライン)にお問い合わせください。
- 小切手の状況を確認するには、申請後90日間経ってから下記の Victim Hotline (被害者ホットライン)に連絡してください。
- 小切手振出人から補償金が回収されると、Los Angeles County District Attorney's Bad Check Restitution
Program (ロサンジェルス郡地方検事による不渡り小切手補償プログラム)から支払いがなされます。
小切手振出人がプログラムに従わなかった場合、起訴を検討するために当該の小切手について再調査が行われます。
起訴できない場合は、小切手が差し戻されます。その後、民事裁判所に申し立てることができます。

連絡先
電話番号

VICTIM HOTLINE (被害者ホットライン): (800) 842-0733
CHECK WRITER HOTLINE (小切手振出人ホットライン): (800) 269-0206